

仕様書

1 業務名称

令和7年度 東成区の伝統工芸活用事業 菅栽培管理支援等事業業務委託

2 業務の背景

東成区においては、特にSDGsの目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」に重点を置き、福祉・健康・教育・まちづくり・環境などの各目標への取組を進めている。

当区には戦前からの住民も多く、コミュニティの力が伝統的に強い地域であり、この地域力と連携して、マルチパートナーシップの視点からまちづくりを実施している。

3 業務の目的

東成区の伝統工芸である「菅細工」の原材料「菅」の栽培を深江菅田保存会（以下、保存会という。）が深江地域にある菅田で実施している。収穫後、保存会による菅細工の体験教室などにより、区民に伝統工芸を身近に感じてもらうとともに、地域の大人から子どもまでが連携し取り組んでいる菅の栽培を支援することにより、区民が東成区に一層の愛郷心や誇りを持つ機運を高め、まちの活性化に資することを目的とする。

4 業務委託期間

契約日から令和8年3月31日（火）まで

5 履行場所

深江菅田（約50㎡）

大阪市東成区深江南3丁目16-14（深江稻荷神社北側）（別紙1）

6 業務の内容

受注者は善良な管理者としての注意義務をもって、以下の（1）～（6）の業務を行う。

（1）栽培管理支援及び補助

① 深江菅田での菅の栽培管理を支援及び補助する。

具体的な栽培管理支援及び補助の内容は、生育状況・環境の維持管理、栽培資材の準備、土壌・苗の前処理、資材整理、清掃、除草、害虫の防除、水入れ、水抜き、散水、施肥、薬剤散布がある。

作業に係る主要項目及び、スケジュールについては「参考1 令和6年度 深江菅田保存会 活動実績」を参照すること。

② 栽培に係る全体管理は保存会が実施しているため、受注者は作業前に保存会と打ち合わせをすること。

③ 作業にあたって、支援員を派遣すること。

保存会から支援要請があった場合も、適宜、派遣すること。

④ 刈り取り、苗植えについては、地域小学校とのイベントとして実施しているため、土日及び祝日での作業となる場合がある。

(2) 農業機械の操作

前項(1)の栽培管理を行う上で、肥料施肥時及び苗植え前の耕耘などについては、必要に応じて耕運機等の農業機械を用いること。

なお、農業機械の操作にあたっては安全作業に留意すること。

(3) 施設、農業機械、農具、資材の管理

① 栽培管理の円滑な実施のため、施設、農業機械及び資材を整備・管理すること。

② 台風等天候による被害が予見される場合に必要な防止策をとること。

③ 危険物・農薬等は安全、環境に留意して管理すること。

④ 本業務委託の遂行中に施設の破損等を発生させた場合は、ただちに発注者へ報告すること。なお、破損等への対応及び対処については受注者の責任において行うこと。

(4) 施肥

① 生育状況に応じて、適宜、施肥をすること。

② 施肥の実施前に保存会へ連絡をすること。

③ 肥料の購入は受注者が行うこと。

令和6年度の購入実績については「参考2 肥料及び薬剤 購入及び使用明細」を参照すること。

(5) 薬剤散布(害虫防除にかかるもの)

① 生育状況及び環境に応じて、適宜、薬剤散布をすること。

② 薬剤散布の実施前に保存会へ連絡をすること。

③ 薬剤の購入は受注者が行うこと。

令和6年度の購入実績については「参考2 肥料及び薬剤 購入及び使用明細」を参照すること。

(6) 除草及び散水等

① 生育状況及び環境に応じて、適宜、除草を行うこと。(除草剤の使用は不可)

② 水入れ及び水抜きについては、実施前に保存会へ連絡をすること。

7 経費等の負担

(1) 次に掲げるものは、受注者の負担とする。

① 耕運機及び耕運機の運搬車両

② 噴霧機

③ 肥料、薬剤、土(腐葉土など)

④ ガソリン等の燃料

⑤ ①～④の購入費用及び燃料費

(2) 機材等が受注者の使用中に故障等を生じた場合は、受注者の使用上明白な瑕疵があるときは、その修繕にかかる費用は受注者の負担とし、通常の使用により故障した場合は、発注者との協議により取り決めることとする。

8 障がいのある人への合理的配慮の提供に関する研修等の実施

受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた

「大阪市における障がい理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえ、従事者向けの研修等を実施すること。

研修等の実施後は、別紙「障がい理由とする差別の解消の推進のための合理的配慮の提供に係る研修実施報告書」（以下、研修実施報告書という。）を作成し、業務完了通知書とともに提出すること。

9 業務報告書の作成及び報告

受注者は、履行場所での作業日ごとに業務報告書を作成し、業務委託終了後すみやかに、業務完了通知書とともに発注者に提出すること。

また、肥料及び薬剤の購入数量と、使用数量についても報告すること。

10 保存会との交渉等

保存会への説明、交渉等は発注者が行うものとするが、発注者の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉にあたり、受注者は保存会に誠意をもって接すること。

11 その他

(1) この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、必要に応じ発注者と受注者とで協議し定めることとする。

(2) 本業務委託の成果品及び業務の遂行過程で作成された資料等に対する一切の権利は、すべて発注者に帰属し、受注者は発注者の許可なく第三者に公表、貸与、複写およびほかの目的に使用してはならない。本業務委託の終了後も同様とする。

(3) 受注者は、本業務委託が本市の事務又は事業を実施する事業者であることから、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき大阪市が定めた「大阪市における障がい理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえ、過重な負担が生じない範囲で、障がいのある人が障がいのない人と同等の機会が確保できるような環境への配慮に努めるとともに、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、個々の場面において必要とする社会的障壁の除去について、合理的な配慮の提供に努めなければならない。

12 担当者

大阪市東成区役所市民協働課 担当：沼口・西出

住所：大阪市東成区大今里西 2 丁目 8 番 4 号

電話：06-6977-9904 FAX：06-6972-2738

Eメール：tn0002@city.osaka.lg.jp

別紙 1

履行場所 深江菅田 (大阪市東成区深江南 3 丁目 16-14)



道路側から

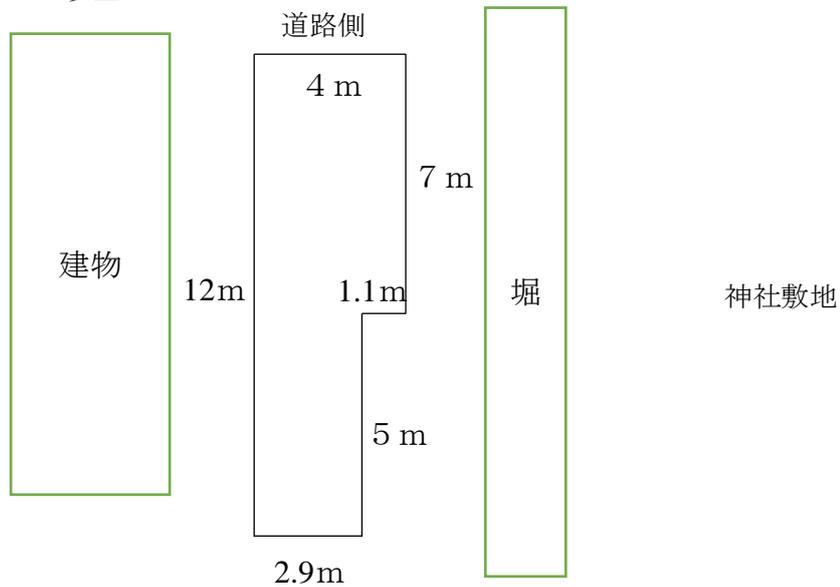


反対側



菅田の形状

- ・ 深さ 30 cm 以上



令和 6 年度 深江菅田保存会 活動実績

実施月	活動内容	備 考
4月	間引き	
5月	間引き	
6月	打ち合わせ、肥料散布、草抜き	令和6年度業務委託開始 (6月13日～)
7月	倒伏防止措置（菅田周囲を竿で囲む） 刈り取り（梅雨明け後） 1回目 深江小学校による体験学習 2回目 保存会及び地域住民 地域住民による菅の輪づくり	7月16日（火） 7月29日（月）
8月	刈り取った菅の天日干し 除草	適宜実施
9月	除草	適宜実施
10月	刈り取り（2回目） 苗取り、肥料施肥及び耕耘（耕運機使用） 苗植え前の耕耘（耕運機使用）、整地（人 力）、水入れ 深江小学校による体験学習（苗植え） →小学校終了後、保存会で苗植え 苗植え後の水の管理	10月14日（月） 10月21日（月） 10月22日（火） 10月24日（金）午前 適宜実施
11月	水の管理、藻の除去、除草	適宜実施
12月	水の管理、藻の除去、除草	適宜実施
1月	水の管理、藻の除去、除草	適宜実施
2月	水の管理、藻の除去、除草	適宜実施
3月	水の管理、藻の除去、除草 薬剤散布、肥料施肥	3月28日（金）

事業者参加 12回

①6月13日（木）打ち合わせ、施肥、支柱建て ②7月16日（火）刈り取り、施肥
③7月29日（月）刈り取り、施肥 ④9月9日（月）雑草取り ⑤10月14日（月）
刈り取り、施肥 ⑥10月17日（木）苗取り ⑦10月21日（月）耕運機整地、施肥
⑧10月22日（火）耕運機整地 ⑨10月24日（木）植付 ⑩12月6日（水）藻・草
抜き ⑪3月20日（木）藻・草抜き ⑫3月28日（金）

肥料及び薬剤 購入及び使用明細

種 別	形状寸法	数 量	備 考
腐葉土	20L	20 袋	
堆肥	VS 堆肥 40L	10 袋	
ケイ酸白土	20 k g	2 袋	
緩効性肥料	10 k g	1 袋	
油かす	5 k g	1 袋	
ダイアジノン	700 g	1 袋	
トレボン	30m l	1 本	